

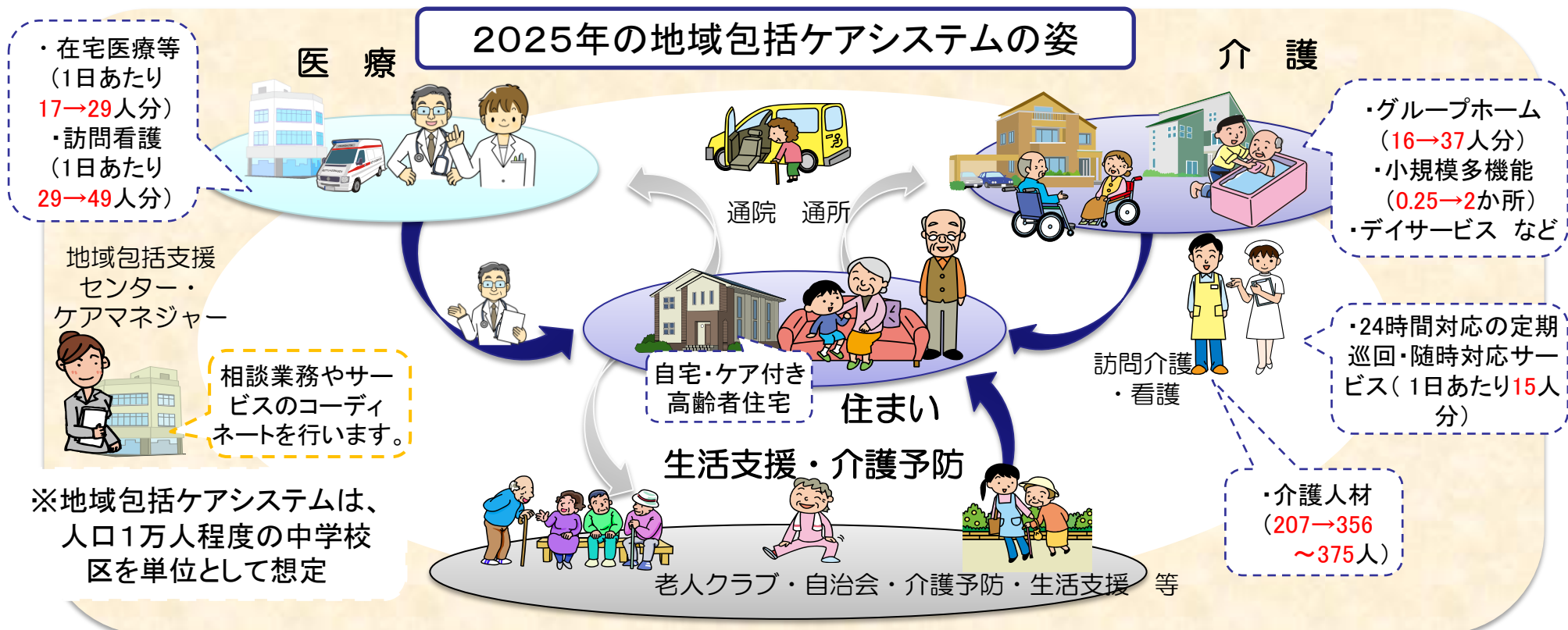
2. 社会保障と税の一体改革における介護保険制度の対応について

社会保障・税一体改革成案による介護の将来像

○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

<改革の主な具体策>

- ・24時間対応の訪問サービス、グループホームや小規模多機能型サービスなどのサービスが充実。
- ・介護予防事業等により要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発になる。
- ・介護職員の処遇を改善し、キャリアパスを確立することにより、介護に必要な労働力が安定的に確保され、介護職員が誇りを持って仕事に取り組むことができる。



※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもので、人口1万人の場合

※保険者においては、上記の将来像を踏まえ、第5期介護保険事業計画に基づき、在宅サービス・居住系サービスの強化、介護予防・重度化予防、医療と介護の連携の強化、認知症対応の推進などに、地域の実情に応じて重点的に取り組み、その達成状況を適宜把握・検証することが求められる。

社会保障・税一体改革素案(抄)

平成24年1月6日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

2. 医療・介護等①

(地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と 機能強化)

(2)地域包括ケアシステムの構築

○ できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。

<今後のサービス提供の方向性>

i 在宅サービス・居住系サービスの強化

- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。
- ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。

ii 介護予防・重度化予防

- ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進する。
- ・ 生活期のリハビリテーションの充実を図る。
- ・ ケアマネジメントの機能強化を図る。

iii 医療と介護の連携の強化

- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種チームケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

iv 認知症対応の推進

- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
- ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。

☆ 改正介護保険法の施行、介護報酬及び診療報酬改定、補助金等の予算措置等により、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(3)その他

- 診療報酬・介護報酬改定、補助金等予算措置等により、以下についても、取組を推進する。
 - ・ 外来受診の適正化等(生活習慣病予防等)
 - ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減
 - ・ 介護予防・重度化予防
 - ・ 介護施設の重点化(在宅への移行)
 - ・ 施設のユニット化
 - ・ マンパワー増強

3. 医療・介護等②

(保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策)

(6)介護1号保険料の低所得者保険料軽減強化

○ 今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や消費税引上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、公費を投入することにより、65歳以上の加入者の保険料(1号保険料)の低所得者軽減を強化する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(7)介護納付金の総報酬割導入等

○ 今後の急速な高齢化の進行に伴って増加する介護費用を公平に負担する観点から、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法とすること(総報酬割の導入)を検討する。

また、現役世代に負担を求める場合には、負担の公平性などの観点に立ち、一定以上の所得者の利用者負担の在り方など給付の重点化についても検討する。

(注)現行は、介護納付金は各医療保険の40～64歳の加入者数に応じて按分されている。

☆ 平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(8)その他介護保険の対応

○ 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化の観点から、平成24年度介護報酬改定において対応する。

○ 第6期の介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)の施行も念頭に、介護保険制度の給付の重点化・効率化とともに、予防給付の内容・方法の見直し、自立支援型のケアマネジメントの実現に向けた制度的対応を検討する。

3.介護報酬改定について

平成24年度介護報酬改定の基本的考え方

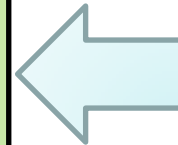
地域包括ケアシステムの構築推進

地域包括ケアシステムの基盤強化

- 在宅・居住系サービスの機能強化
 - ・高齢者の自立支援に資するサービスへの重点化
 - ・要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への対応強化
- 施設の機能強化
 - ・介護保険施設に求められる機能(在宅復帰、要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者への対応)に応じたサービス提供の強化

医療と介護の役割分担・連携強化

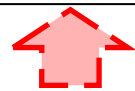
- 在宅生活時の医療機能の強化に資する、サービスの充実及び看取りの対応強化
- 介護施設における医療ニーズの対応強化
- 入・退院時における医療機関と介護事業者との連携促進



認知症に相応しいサービスの提供

地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保

- 介護報酬において、事業者における処遇改善を評価する。
- 地域間の人件費の差を考慮するため、国家公務員の地域手当に準じた見直しを行う。



今後の課題(介護の基本理念の追求)

ケアプラン・ケアマネジメントの評価・検証手法の確立

認知症のケアモデルの開発及び体制整備

介護サービスの質の向上に向けた評価手法の確立

「診療報酬・介護報酬改定等について」 (平成23年12月21日 財務大臣・厚生労働大臣合意)

改定率

1.2%

(内訳)

在宅分 1.0%

施設分 0.2%

改定の方向

- ・ 介護サービス提供の効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。
- ・ 24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスや、リハビリテーションなど自立支援型サービスの強化を図る。
- ・ 介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。
- ・ 介護職員の処遇改善については、これを確実に行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。

4.介護施設等の整備について

介護施設等の整備について

(1) 24年度以降(第5期介護保険事業計画)の介護基盤の整備について

- 第5期介護保険事業計画の介護基盤の整備のための支援策として、24年度においては「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」の1年延長を行うこととしており、これらを活用等して整備を支援。
- 各自治体においては、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施に取り組まれない。

(2) 24年度からの新規事項・改善事項について

- 平成24年度より、介護保険法改正による新サービスへの対応(①②)や、低所得高齢者の住まい対策(③)として、以下(①～③)を新たな整備メニューとして追加。
- 介護療養型医療施設の老人保健施設等への転換期限が6年間延長されたことを踏まえ、交付単価の改善による転換の更なる推進を図る。(④)
- 各自治体においては、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施に取り組まれない。

① 定期巡回・随時対応サービス事業所の整備事業

(24年度単価(案): 500万円/1施設あたり)

② 複合型サービス事業所の整備事業

(24年度単価(案): 2,000万円/1施設あたり)

③ 小規模な養護老人ホームの整備事業

(24年度単価(案): 200万円/1床あたり)

④ 介護療養型医療施設等転換整備事業

(交付単価の改善)

	平成23年度		平成24年度(案)
創設:	130万円 / 1床あたり	➡	170万円 / 1床あたり
改築:	160万円 / 1床あたり		210万円 / 1床あたり
改修:	65万円 / 1床あたり		85万円 / 1床あたり

「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」のメニューに追加し、基金の実施期間を24年度まで延長

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」のメニューに追加

現行単価と実勢単価の乖離率等を勘案し、交付単価を改善

※ 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」のうち、政令指定都市分については、平成24年度から「地域自主戦略交付金」化(内閣府所管)

(3) 東日本大震災を踏まえた対応について

- 災害復旧費補助金(1次補正予算で563億円を計上)及び介護基盤復興まちづくり整備事業(3次補正予算で28.5億円を計上)等により、着実に復旧・復興に取り組んでいただいている。
- 引き続き、被災県におかれては柔軟に対応の上、被災地の復旧・復興のための着実な取組をお願いしたい。

5. 高齢者介護における東日本大震災への対応について

東日本大震災関係 介護保険制度において講じた措置

震災当初に講じた主な措置

- 被保険者証なしでも、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、介護保険サービスを利用することが可能。 ※7月1日からは被保険者証の提示が原則必要
- 介護保険施設等において定員超過のサービス提供が可能（介護報酬の減額を行わない。人員基準等の違反としない。）

介護職員の派遣、避難者の受け入れ等

- 全国から被災地に対し、介護職員を1,392人派遣。
- 被災地以外の介護保険施設等において約3,350人の受け入れ。
うち、福島第一原発事故に伴う避難者の施設への受入 約1,500人

予算措置

- 被災した介護施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引き上げ(特別立法)【563億円】
 - 1/2 → 2/3 （認知症グループホーム等）
※特養、養護老人ホームについては激甚災害法に基づく財政援助を実施
 - 1/3 → 1/2 （介護老人保健施設等）
- 仮設の特別養護老人ホーム等の設置に対する国庫補助
 - ※設置基準として①平屋建ての準耐火建築物であること②人員配置基準・居室面積基準を守ること等の要件あり
- 仮設住宅において総合的な相談支援拠点等の機能を有するサポート拠点の設置推進
 - ※1次補正及び3次補正で「地域支え合い体制づくり事業」を積み増し）
- 被災地での地域包括ケア基盤の整備推進 ※3次補正で「介護基盤復興まちづくり整備事業」を措置
- 被災地での医療・介護確保のための特例（復興特区省令を平成23年12月26に公布・施行）
 - ※被災地の医師不足に対応し、医療資源の効率的活用のために介護施設等の医師配置規制等を弾力化

地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第三次補正予算
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先** : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業 ※)
⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正(被災者支援) 70億円
- **対象地域** : 特定被災地方公共団体を有する道県
- **事業内容**

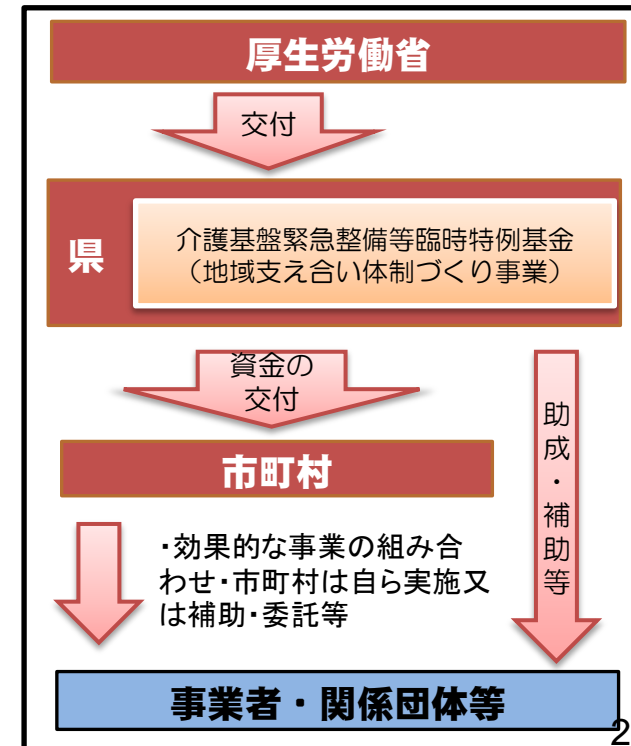
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

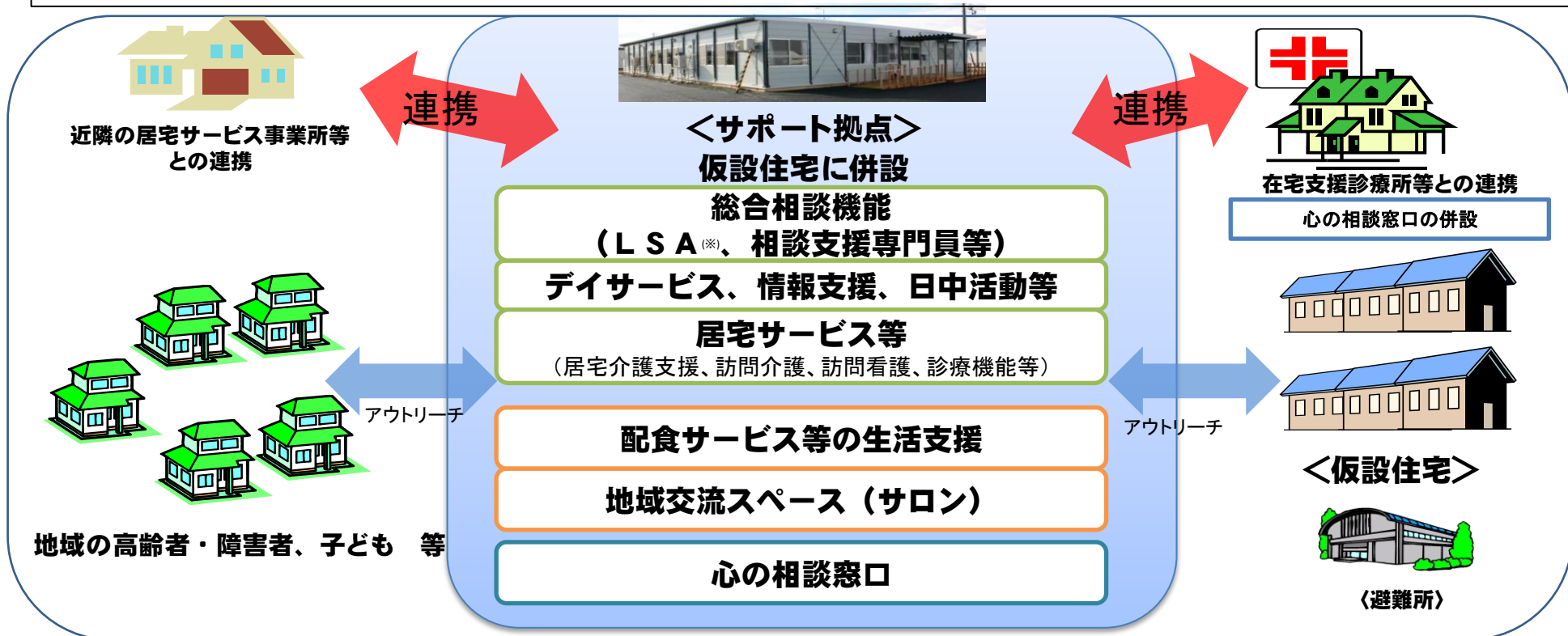
・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域(日常生活圏)で必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケア)の実現・再構築に資するため、高齢者等のニーズ調査や地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



仮設住宅へのサポート体制について

- ・被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。
- ・平成23年度第一次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、**地域支え合い体制づくり事業**（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）に**70億円**を計上。
→ 平成23年6月24日に、被災県に対して全額交付済。
- ・平成23年度第三次補正予算において、「介護等のサポート拠点」の設置・運営等に係る経費として、被災地を対象に、**地域支え合い体制づくり事業**（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）に**90億円**を計上。
- ・**介護等のサポート拠点の取組状況は、被災3県で合計101ヶ所が設置される予定。（12月7日現在）**
（内訳）岩手県26か所、宮城県50か所、福島県25か所



※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

東京電力福島第1原子力発電所の事故により設定された警戒区域等の被保険者等について、介護保険の利用者負担や保険料の減免の措置を延長する場合に、保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

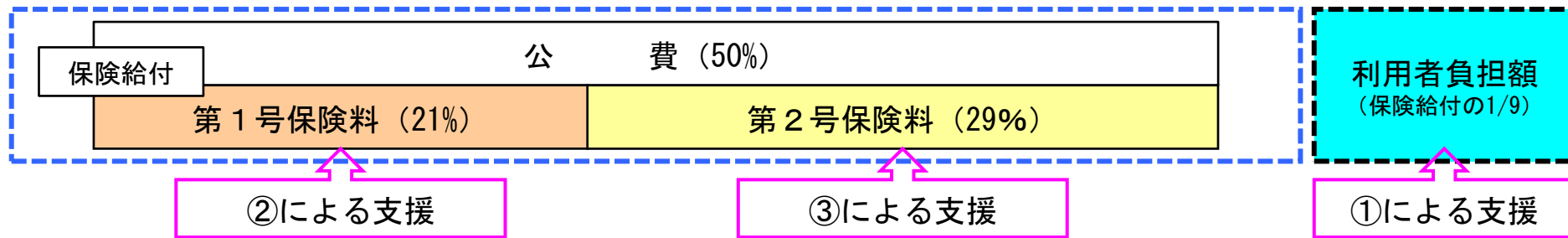
利用者負担
免除関係

①警戒区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援 1,827百万円

保険料減免
関係

②警戒区域等の被保険者等の第1号保険料の減免に対する財政支援 2,378百万円

③警戒区域等の被保険者等の第2号保険料の減免に対する財政支援 210百万円



その他

④国民健康保険団体連合会による介護報酬の立て替えのための借入金に係る利子補填 7百万円

○国民健康保険団体連合会が介護サービス事業者に対して介護報酬の立替払いをする際の借入金に係る利子を、国が補助

※ その他特に被害が大きい市町村が行う減免に対し、財政支援を行う方向で検討中

老健局 施策照会先一覧(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線	FAX
1. 改正介護保険法の施行について(P1)	総務課	企画法令係	松本	3919	03-3503-2740
2. 社会保障と税の一体改革における介護保険制度の対応について(P14)	総務課	企画法令係	松本	3919	03-3503-2740
3. 介護報酬改定について(P19)	老人保健課	企画法令係	石田	3948	03-3595-4010
4. 介護施設等の整備について(P22)	高齢者支援課	施設係	平田	3928	03-3595-3670
5. 高齢者介護における東日本大震災への対応について(P24)	総務課	企画法令係	松本	3919	03-3503-2740